農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成３１年３月２９日

下野市長　広瀬　寿雄

記

１．協議の場を設けた区域の設定

石橋地区

２．協議の結果を取りまとめた年月日

　　平成３１年３月２８日

３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

　法人　　　　　４経営体

　個人　　　１０６経営体

　集落営農　　　０組織

４．３の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

　　担い手はいるが、十分ではない。

５．農地中間管理機構の活用方針

　・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

　・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構

に貸し付ける。

６．地域農業の将来のあり方

　　担い手に集積・集約化する。